

生産性向上特別措置法に基づく  
導入促進基本計画

平成30年8月21日

小 平 町

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

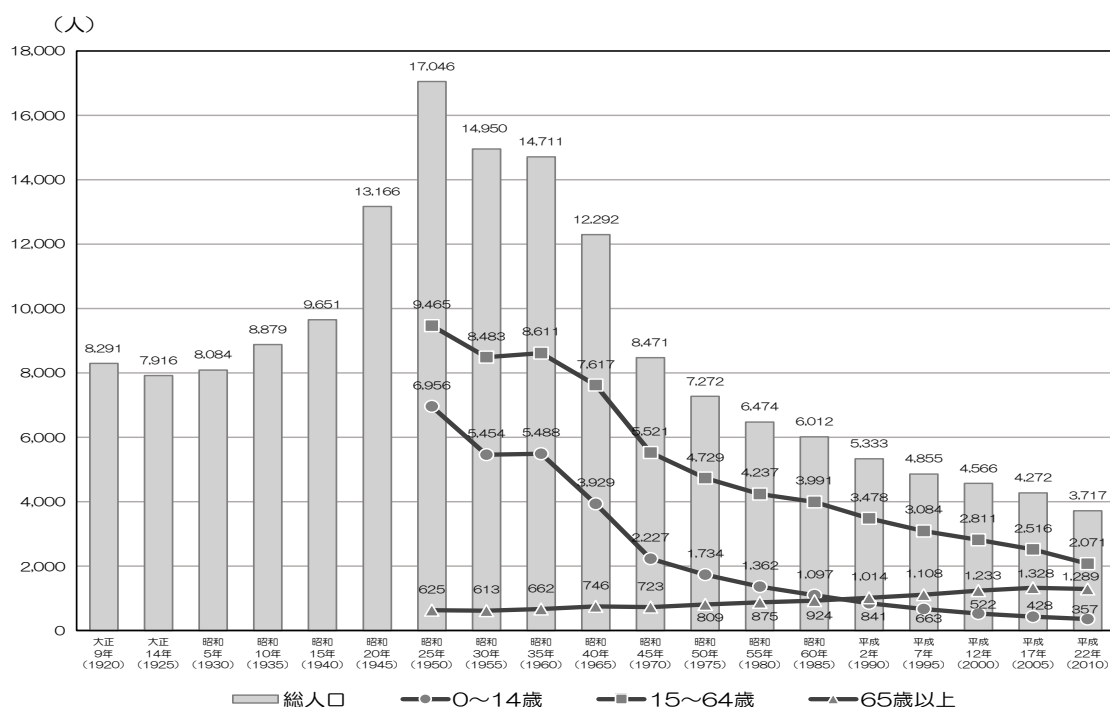
小平町の人口は、1950年（昭和25年）の17,046人をピークに減少が進み、2015年（平成27年）の国勢調査では3,336人となり、ピーク時の約20%まで減少している。急激な人口減少の大きな要因としては、炭鉱の閉山を代表とした主要産業の衰退や、若年層の都市への流出などがあげられる。

年齢構成におけるこれまでの傾向を見ると、0歳～14歳の年少人口は、1950年（昭和25年）以降、減少が続く一方で、65歳以上の老年人口は増加が続き、1985年（昭和60年）から1990年（平成2年）の間に、老年人口が年少人口を上回り、高齢化社会となった以降も、少子高齢化が一層進展し、2000年（平成12年）からは、超高齢社会に突入している。

また、15歳～64歳の生産年齢人口は、1965年（昭和40年）から2000年（平成12年）までは、小平町総人口の60%台を維持してきたが、2010年（平成22年）の国勢調査では、55%までに減少している。

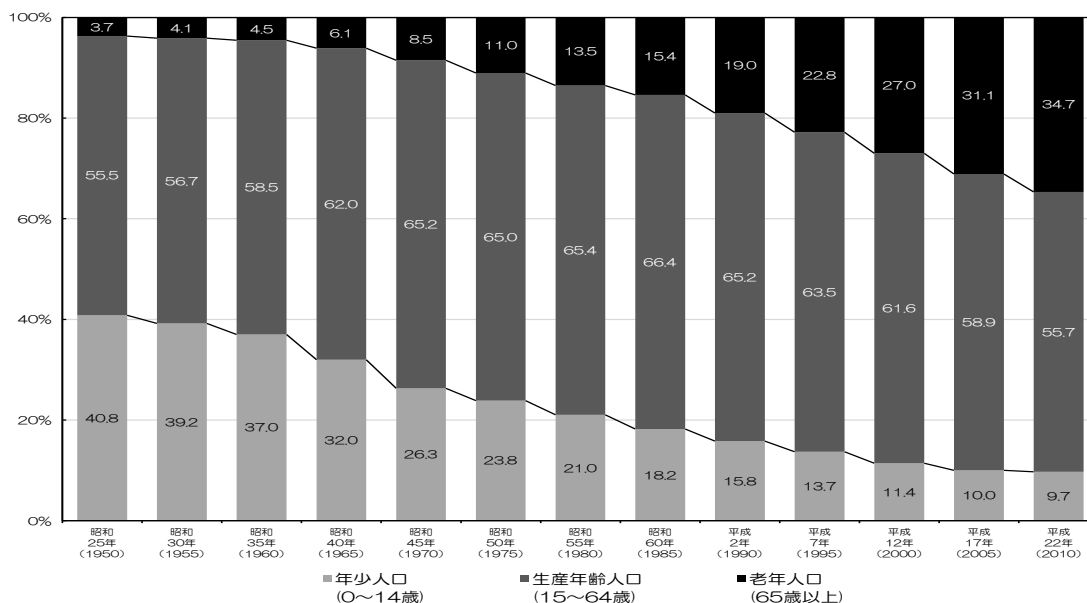
このような状況の中、小平町では今後も人口減少が続くと想定し、生産年齢人口の減少による地域経済の縮小・停滞や労働力不足、更には基幹産業の担い手不足による地域活力やコミュニティ機能の低下など、様々な影響が懸念されることから、2015年（平成27年）に策定した「小平町人口ビジョン・総合戦略」を踏まえ、町の機能を維持・強化する施策を展開しているところである。

#### <総人口・年齢3区分別の人口推移>



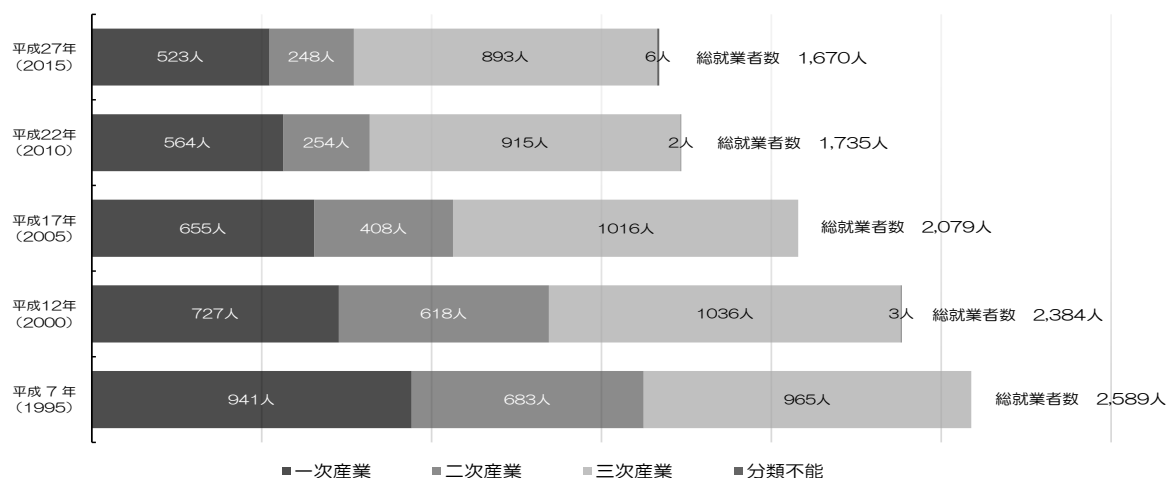
出典：国勢調査（各年10月1日）※1945年を除く

### <年齢3区分別の人口比率の推移>



出典：国勢調査（各年10月1日）

### <産業別の就労人口>



出典：国勢調査

小平町の産業構成は、就労人口で見ると第1次産業が31.3%、第2次産業14.9%、第3次産業は53.5%となっている。（分類不能0.3%）

また、総就業者数は、2015年（平成27年）で1,670人となっており、前回調査の1,735人から65人減少している。

小平町内では、町内の事業者のほとんどが中小企業であるため、経済のグローバル化、自由貿易が進展する中においても、農林水産業を中心とした地域の産業を守り、持続性を保つため、産業の担い手や雇用機会を確保するとともに、小平町の強みである安心安全な生産物を活用した6次産業化による新たな収益機会の創出などを通じ、地域経済の自立的な発展を促進していく必要がある。一方で、人口減少と高齢化の影響が町内の中小企業・事業所にくまなく及んでおり、また、経営者の高

齢化や後継者不足、設備の老朽化は深刻な状況であることから、今後の地域の中小企業が一気に衰退していく状況が危惧され、その対応が喫緊の課題である。

## (2) 目標

小平町では、町内の中小企業が所有している設備の老朽化が進んでおり、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

小平町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたく幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

小平町は農林水産業が基幹産業であり、市街地では中小企業や小規模企業の商工業が点在している。町内全ての産業振興のため、小平町内全域を本計画の対象地域とする。

### (2) 対象業種・事業

小平町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたいことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。